

## 令和3年12月室戸市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和3年12月17日（金）午後1時30分～午後2時30分
2. 場所 室戸市役所2階 第1会議室
3. 出席委員 8名

1番 島巻 賢二委員 2番 細川 季代委員 3番 藤岡 義博委員  
4番 小松 弘之委員 6番 西岡 豊委員  
8番 阿野田久志委員 9番 尾崎 考平委員  
10番 山崎 修委員

4. 欠席委員 7番 川崎 一男委員
5. 事務局 局長 西村 城人 次長 富士原 夏樹

6. 議案 第1号議案 農用地利用集積計画について  
第2号議案 農地法第3条許可申請について  
第3号議案 非農地証明願について  
その他の件

（開会時刻午後1時30分）

（島巻会長あいさつ）

議長 ただいまから12月定例総会を開会致します。  
はじめに事務局より諸般の報告を致します。

事務局 はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は10名中8名で、室戸市農業委員会総会会議規則第6条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。川崎委員より欠席のご連絡をいただいています。推進委員さんの出席者数は、10名中9名のご出席で、竹崎擴委員より、ご欠席の連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、

第1号議案 農用地利用集積計画について

第2号議案 農地法第3条許可申請について

第3号議案 非農地証明願について

その他の件

の順となっております。

(11月総会以降の農業委員会の活動報告等)

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただきます。

議長 それでは4番 小松委員、 6番 西岡委員をお願いします。

議長 これより議事に入ります。第1号議案 番号1 農用地利用集積計画について議題といたします。この件につきまして、産業振興課三宮氏より説明を願います。説明の間、休憩します。

産業振興課  
三 宮 第1号議案番号1 農用地利用集積計画について説明させていただきます。議案書1ページ目と地図は2ページ目をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく使用貸借による権利の設定となります。利用権を設定する者(貸付人)が さん、利用権の設定を受ける者(借受人)が さん、場所が羽根町字 乙 番、同乙 番、同乙 番の計3筆で、登記地目及び現況地目はいずれも田、地積は1,190㎡、39㎡、208㎡の3筆計1,437㎡となっております。設定する利用権は使用貸借で、設定期間は令和4年3月1日から令和18年2月29日までの14年間で、令和4年3月に さんが

ハウスの建設予定となっており、利用にあたってさんの利用権設定が必要となるため今回の申請に至っております。作付け品目は施設ナスの予定となっております。説明は以上です。

議長 ありがとうございます。休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

竹崎 芳行  
推進 委員 私の方からは申請地の場所について説明いたします。国道より、50m程海岸沿いに入ったところに がございます。そこから海よりに100m程行ったところに現地がございます。現在は耕作していない更地の状態となっております。12月8日の11時に私と川崎委員と事務局富士原さんと3人で現地を確認しております。特に問題となるような点はございません。よろしく願いを致します。

議長 ありがとうございます。ただいま担当地区委員さんより、現地調査等の報告がありました。この件につきましてご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

(なし)

議長 格別ないようでございますのでお諮りします。第1号議案番号1農用地利用集積計画について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
よって第1号議案番号1については、これを承認することに決定  
致します。  
三宮氏は、ここで公務のため退席となります。  
ごくろうでございました。

(三宮氏退席)

議長 それでは、続きまして、第2号議案農地法第3条許可申請の件に  
ついて、議題といたします。事務局より説明を行います。  
説明の間、休憩いたします。

事務局 それでは、第2号議案番号1農地法第3条許可申請について、説明  
いたします。議案書4ページを地図は5ページをお願いします。  
申請地は羽根町字 甲 番、同甲 番、同甲 番  
で、登記地目はいずれも田・現況地目は畑、申請面積は581㎡、  
171㎡、310㎡の3筆計1,062㎡となっております。農用地区域で  
す。本申請は、 さんから、 さ  
さんへの売買による所有権移転の申請です。  
以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、  
許可要件の全てを満たしていると考えます。  
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、  
調査書に従って説明させていただきます。  
(別紙調査書より説明)

～事務局より説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より番号1の申請内容に  
ついて説明がございました。  
担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いいたします。

9 番 第2号議案農地法第3条許可申請番号1について証言します。  
尾 崎 場所は羽根川の東の市道を4kmくらい入ったところに という集落があります。そこの集落のところに羽根川に橋が架かっていまして、その橋の東の堤防を下流の方へ200mくらい行ったところにユズを作っている所がありまして、その周りにユズが何本か植わった畑があります。そこがそうです。12月8日の午後1時半に事務局富士原さん、黒岩推進委員と私の3人で確認してきました。申請内容は事務局の方から説明があったとおりで、実際田にもユズが植わっているので、何等問題ないと思われまますので、審議の方をよろしく申し上げます。

議 長 ただいま担当地区委員さんから番号1について、現地調査等の報告がございました。この件につきまして、ご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

(なし)

議 長 格別ないようでございますので、お諮りします。  
まず、第2号議案番号1について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
よって第2号議案番号1農地法第3条許可申請については、許可することに、決定致します。



推進 委員  
久保 利文

第2号議案農地法第3条許可申請番号2を証言いたします。  
申請内容については、事務局の富士原さんからくわしく説明がございましたので、所在及び確認内容について報告をいたします。  
12月13日午後1時半に島巻会長と事務局の富士原さんと私の3人で現地確認を行いました。申請地は から1km程北へ進んだ所の の川向いになります。東側の山裾を市道が走っております。その市道沿いに位置しております。現在は数種類の果樹が定植されております。今後は譲受人が管理を引継ぐということで問題はないと思っておりますので、よろしく願いいたします。  
以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは続きまして小松委員より現地調査等の報告をお願いいたします。

4 番  
小 松

第2号議案番号2 農地法第3条許可申請について証言します。  
内容については、事務局富士原さんより詳細に説明がありましたので省略しまして、私の方からは、申請地の場所を説明します。  
場所については、議案書4ページの番号2の上から3番目の字 から 、そして の計6筆の場所について説明します。場所は 登り口から600mくらい上がった所に へ上がる道があります。そこを上がって100mくらい南へ下がりますと に1筆あります。そこから小さな農道を100mくらい下の方へ行くと に至り、そこから東へ少し行き、南へ下がると に4筆あります。申請地は、 さんが引き続きイモや野菜等を植えて管理することから問題ないと思われまますので、ご審議よろしく願いいたします。報告は以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま両担当地区委員さんから番号2について、現地調査等の報告がございました。前半も含めてこの件につきまして、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

(なし)

議長 格別ないようでございますのでお諮りします。  
第2号議案番号2について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
よって第2号議案番号2農地法第3条許可申請については、許可することに、決定致します。

議長 続きまして第3号議案 番号1非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を致します。  
説明の間、休憩します。

事務局 第3号議案番号1非農地証明願について説明いたします。議案書13ページを、地図は14ページをご覧ください。  
申請地は、浮津三番町 番、登記地目は畑、現況地目は宅地となっています。面積は119㎡で、農用地区域ではありません。  
さんの所有地です。  
申請理由ですが議案書15ページをお願いします。平成10年9月頃から隣接する3筆 番の自己所有地(宅地)と合わ



せて、駐車場として整備したため、農地への復旧が困難となっております。なお、申請者の　　さんから畑という認識があったが、駐車場にしたことについて、始末書の提出がありましたことを合わせて報告いたします。事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、番号1の申請内容についての説明がございました。関係担当地区委員さんの説明を、お願いします。

3　　番　　第3号議案非農地証明願番号1について報告します。申請の詳細は先程の事務局より説明がありましたので、私からの補足は省略します。従いまして現地の確認のみの報告としますのでご了承願います。申請の場所はこれは14ページの地図を見ていただけたらわかりますが、　　の西側の一つの区画に位置してございます。道順につきましては、いくつも通りがありますが、この場合は　　の信号所、ここを起点として説明いたします。信号をこちらから行きましたら右折し旧道に入って、次の路地を海側に約150m程入ったところがこの土地の場所となり現状は駐車場として整備をされております。なお、このことの確認につきましては、12月14日申請者の　　さん、久保壯一推進委員、事務局富士原次長、藤岡の4名で確認に及んでおります。以上報告しますので、よろしく願います。

議　　長　　ありがとうございました。ただいま担当地区委員さんから番号1について、現地調査等の報告がございました。この件について、ご意見・ご質問のある方は、お願いいたします。

(な　し)

議長 長 格別ないようでございますのでお諮りします。  
第3号議案番号1 非農地証明願について、非農地と承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
よって第3号議案番号1については、非農地として証明することに決定致します。

議長 長 続きます。第3号議案 番号2 非農地証明願の件について議題いたします。この件につきまして、事務局より説明をいたします。説明の間、休憩します。

事務局 第3号議案番号2 非農地証明願について説明いたします。議案書13ページ、地図は16ページをご覧ください。  
申請地は、室戸岬町字 番、登記地目は畑、現況地目は雑種地となっています。面積は35㎡で、農用地区域ではありません。さんの所有地です。  
申請理由ですが、昭和53年3月5日に隣接する から  
に近隣の方のお墓が3基建立され、そのお墓参りの通路、礼拝の場として使用しているため農地への復旧は困難となっております。  
申請までの経緯といたしまして、17ページの公図をご覧ください。  
こちらの申請地を含めまして、他の の3筆の土地（登記地目：墓地）の上に3基のお墓及び古い墓石がございます。こちらのお墓は同じ の3つの家族がそれぞれ、お墓を昭和53年に建てております。さんは申請地も含めて、この4筆をご自分達の土地と思われていたところ、地区

の地籍調査の結果、この土地は今回の申請者であります、同じ地区の　　さん名義であったため非農地証明を取ったうえで、名義をお墓の持主の　　さんに変更するための申請となっております。原因としては昔に　　さんと　　さんの土地を口約束で交換したまま、名義変更の手続きをしていなかった可能性があるとのことです。事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、番号2の申請内容についての説明がございました。関係担当地区委員さんの説明を、お願いします。

中　　島　　ただいま議題となっております第3号議案番号2について証言をいたします。12月9日11時に小倉行政書士、事務局次長、阿野田委員と私で現地確認をしました。申請内容については議事録16ページをお開き下さい。こちらに　　の山手側　　番地の　　さん宅の前の小道に津波緊急避難場所約90mの表示板が設置されておりますが、それに沿っていくと避難場所に隣接するところに今回の申請地があり、昭和53年3月より墓地として利用しているものです。以上です。

議　　長　　ありがとうございました。それではこの件について、ご意見・ご質問のある方は、お願いします。

(な　し)

議長 格別ないようでございますので、お諮りします。  
第3号議案番号2について非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
よって第3号議案番号2については、非農地として証明することに決定致します。

議長 続きましてその他の件① 遊休農地区分の判定について、  
議題といたします。この件について、事務局より説明をいたします。  
説明の間、休憩いたします。

事務局 9月・10月総会で今年度から、遊休農地（緑区分）が、（緑区分）  
と（黄区分）に分類が分かれたことをお伝えしました。  
実際に、その後現場で農地パトロールを行っていくうえで、委員  
のみなさんも事務局も、どこまでが緑で、どこからが黄色区分に  
なるかの判断の難しさが浮き彫りになり、今回県内の11市の農業  
委員会さんにも聞いてみまして、その回答が別紙資料です。

(各市の状況を説明)

また、南国市農業委員さんより委員さん向けに説明された遊休農  
地区分の資料を、ご提供いただきましたのでご覧下さい。非常に  
わかりやすい資料です。今回参考にさせていただきました。

(南国市さん資料説明)

また、こちらは高知県農業会議さんからの遊休農地区分について  
の見解資料です。ご覧ください。

(高知県農業会議さん見解資料説明)

以上の資料に基づきまして、事務局より判定区分の(案)を作成  
しました。農耕用機械が入るかどうかが一つの判断基準になるこ  
とを、南国市さんや西岡委員さん、小松委員さん、海老川委員さ  
んに教えていただきましたので、そのことをまとめてみたものにな  
ります。またご意見いただけたらと思います。事務局より説明  
は以上です。

議 長

はい、来年度以降われわれで赤判定を含めた判断をしていくこと  
となりますが、資料の写真を見ても、みんなそれぞれ見方も違  
うと思いますが、だいたい物を作っていて、荒らして、その状態  
にもよりますが2年以内やったらトラクターで草を刈ったら、今の  
トラクターでしたら元に戻るかと、3年目になって木がちょっと  
見える状態になってくると、シャシャブが生えだしたら問題があ  
るといような。これも似たようなところで、もう竹藪になったら  
具合が悪い。最後のページにも書いてあるとおり、資料の写真  
と市内の現況が同じでしたら判定がしよいですけど、状態が違  
いますので。

この件はおいおい状況が変わったら、資料をもって提案します。  
みんな勉強しておいていただきたいと思います。また、各議案で  
非農地証明等の申請があり、2人の委員で確認に行ったときに、  
ああいうところはどうだろうかなど気をつけて、それぞれ何かあ  
りましたら定例総会の際に質問していただきましたら、事務局  
より資料を持ってできる限り説明をいたします。よろしいでしょ  
うか。

(全員承認)

